

新たな裁判手続の創設及び 特定の通信ログの早期保全に係る論点

2020年9月16日
事務局

中間とりまとめにおける検討課題① 新たな裁判手続の創設

検討課題

- 発信者情報開示の場面では、一般的に、2段階の裁判手続を経て、その後、特定された発信者への損害賠償請求訴訟を行うという、3段階の手続を経る必要がある。特に発信者情報開示のプロセスに多くの時間・コストがかかることは被害者にとって負担となっており、場合によっては権利回復のための手続を断念せざるを得ないことがある。

中間とりまとめにおける記述

- 例えば、1つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスなど、より円滑な被害者の権利回復を可能とする裁判手続の実現を図る必要がある。
- 発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて、非訟手続等として、被害者からの申立てにより、裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する仕組み（新たな裁判手続）を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めることが適当である。

中間とりまとめにおける検討課題② 特定の通信ログの早期保全のための方策

検討課題

- 発信者情報開示の場面において、アクセスプロバイダが保有するIPアドレスなどのログが請求前に消去されてしまう場合がある等のため、発信者の特定に至らない可能性がある。

中間とりまとめにおける記述

- 権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である。
- 当該仕組みの導入に向けて、法改正を視野に制度設計の具体化に向けた検討を深めていくことが適当である。その際、前述の新たな裁判手続との関係にも留意が必要である。

論点

- 前述の課題を解決するために、新たな裁判手続（非訟手続）の創設の検討に当たっては、その利点と課題を整理する必要があるのではないか。

中間とりまとめにおける記述

「訴訟手続に代えて非訟手続とした場合の利点としては、非訟手続には柔軟な制度設計が可能であるという特徴があることから、制度設計次第で、例えば、

- ① 現状では、発信者を特定するためには、一般的に2回の裁判手続を別々に経ることが必要とされているところ、これを1つの手続の中で行うプロセスを定めることが可能であり、これにより円滑な被害者の権利回復を実現できる可能性があること
- ② 特定のログを迅速に保全可能とする仕組み（後述）を発信者の特定のプロセスと密接に組み合わせた制度を実現することが可能であり、これにより、ログが消去されることにより発信者が特定できなくなるという課題を解消するとともに、発信者の特定のための審査・判断について、個々の事案に応じて、短期間で迅速にも、時間をかけて丁寧にも行うことができるようになること
- ③ 上記のとおり1つの裁判手続の中で発信者を特定するプロセスにすることで、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダがともに適切に発信者の権利利益を確保する役割を果たすことができるほか、プロバイダと発信者の間の利益相反があるケースなど、プロバイダが適切に発信者の利益擁護を行わない場合においても、必要に応じて発信者による裁判手続への関与を可能とするような措置を講じる等により（後述）、発信者の手続保障を十分に確保する仕組みを新たに設ける余地もあること
- ④ 申立書の送付を送達よりも簡易な方法によることができるものとすることにより、特に海外事業者に対する迅速な開示手続となりうること（後述）

等が挙げられる。」

中間とりまとめにおける記述

「非訟手続においては、原告と被告という対審構造や裁判手続の公開が原則とはされていないこと、既判力がないことなどの特徴があることから、制度設計次第では、

- ① 現行の発信者情報開示訴訟とは異なる当事者構造となることにより、あるいは、発信者側の主張内容が裁判手続に十分に反映されないことにより、適法な情報発信を行う発信者の保護が十分に図られなくなるおそれがあり得ること
 - ② 裁判手続の取下げや紛争の蒸し返しが比較的容易であり、また、それが外部から見えにくい等により、手続の濫用の可能性があり得ること
- 等が挙げられる。」

これまでの主な意見

- 非訟手続は制度設計に自由度が高いため、これまで懸案だった海外事業者への送達の問題やログの保存の問題などが解決されるかもしれず、使い勝手のいい制度になるのではないかという期待も持てる反面、きちんとした制度設計をしなければ、一方の当事者の利益を大きく損ねる危険と背中合わせであると感じている。本来であれば、予想される様々な危険性について、多角的に検討して問題点を一つ一つ潰していく必要がある。【若江構成員・第4回】
- 現在の発信者情報の開示の在り方に様々な問題があるということは恐らく争いがないところであり、現在の制度をどのように改善したらよいか示す必要はある。現在の制度を維持しつつ改善するのであれば、どのような方法があるのか、その課題は何かを明らかにした上で、それと非訟手続という新しい制度を導入する場合とを比較検討するといったことが今後必要。【鎮目座長代理・第4回】
- 訴訟手続に代えて非訟手続とした場合のメリットと懸念される問題点について、それを箇条書にしたうえで、そして発信者の適法な表現の保護に対する影響やプロバイダの負担についても分析した上で記載することが望ましい。【大谷構成員・第4回】
- ✓ 発信者情報開示制度は、誹謗中傷対策以外にも利用され得る一般的な制度であり、法制度全体の公平/公正性の観点から、他に非訟手続に依拠している法令(借地借家法、会社法、家事事件手続法等)との平仄も踏まえて、慎重に検討する必要がある。例えば、発信者の権利利益を保護する観点からは、仮に非訟手続に基づく開示が行われることとなったとしても、抗告等の不服申立て手段等が付与される等、発信者情報開示の特性に即した適正な手続が保障されることが望ましい。【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構 意見募集】
- ✓ 非訟手続にも様々な類型があるが、少なくとも一方当事者のみの意見に拠って他方当事者に法的義務を課すような制度の導入はすべきではない。【個人 意見募集】
- ✓ 発信者情報開示請求における争点は、問題となる表現行為の公益性(名誉毀損であれば公益性および反真実性、プライバシーであれば公益性とプライバシー権との比較衡量)という、まさに公開の法廷で公に議論すべき事項であり、これを非訟手続において決することは事柄の性質上相当ではない。【個人 意見募集】

検討すべき論点

- 新たな裁判手続（非訟手続）を創設することについて、創設の可否を含めて、検討を進めていくにあたっては、以下のような論点について検討を行うことが必要ではないか。

- ①：裁判所による命令の創設
（ログの保存に関する取扱いを含む）（←第2章3. ログの保存に関する取扱い）
- ②：新たな手続における当事者構造（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 ア）
- ③：発信者の権利利益の保護（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 ア）
- ④：開示要件（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 イ）
- ⑤：手続の濫用の防止（←第2章2.（2）新たな裁判手続の制度設計における主な論点 ウ）
- ⑥：海外事業者への対応（←第2章4. 海外事業者への発信者情報開示に関する課題）
- ⑦：裁判外（任意）開示（←第2章5. 裁判外（任意）開示の促進）

（注）←に中間とりまとめにおいて対応する部分を示した。

論点

- 新たな裁判手続（非訟手続）として、1つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスとしてどのようなものが考えられるか。
- 上記プロセスの中に、特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みをどのように導入することが考えられるか。

中間とりまとめにおける記述

（新たな裁判手続きの必要性）

「例えば、1つの手続の中で発信者を特定することができるプロセスなど、より円滑な被害者の権利回復を可能とする裁判手続の実現を図る必要がある。」（再掲）

（ログの保存に関する取扱い）

「権利侵害か否かが争われている個々の事案に関連する特定のログを迅速に保全できるようにする仕組みについて検討することが適当である。」（再掲）

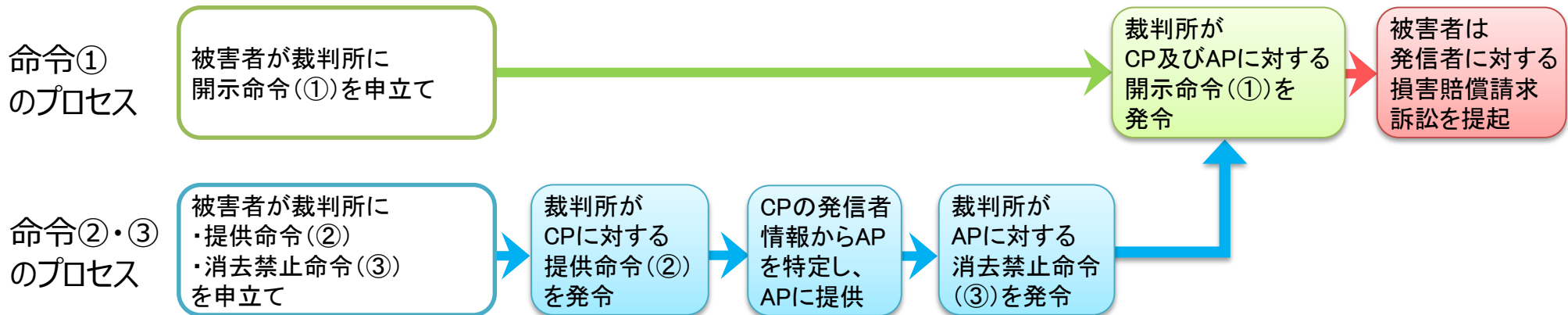
「具体的に、例えば、①発信者を特定する手続と、②特定された発信者情報を開示する手続を分割し、①について、発信者情報を被害者に秘密にしたまま、コンテンツプロバイダに迅速に発信者情報を提出させ、アクセスプロバイダにおいて発信者を特定し、当該発信者情報を保全しておくプロセスを設けるなど、早期に発信者情報を特定・保全できるようにする仕組みを設けることが考えられる。」

①：裁判所による命令の創設

新たな裁判手続（非訟手続）のイメージ

裁判所が、被害者からの申立てを受けて、新たな裁判手続（非訟手続）として、以下の3つの命令を発することができる等の手続を創設することが考えられないか。

- ①コンテンツプロバイダ（CP）及びアクセスプロバイダ（AP）等に対する発信者情報の開示命令
→決定手続による開示判断が可能になる
※CPの発信者情報からAPを早期に特定し、APとCPの審理をまとめ、1つの開示判断で開示可能になる
- ②CPが保有する権利侵害に関する発信者情報を、被害者には秘密にしたまま、APに提供するための命令
- ③APに対して、CPから提供された発信者情報を踏まえ権利侵害に関する発信者情報の消去を禁止する命令
→APにおいて、権利侵害に関する特定の通信ログを早期に確定し、開示決定まで保全することが可能になる



①：裁判所による命令の創設（続き）

これまでの主な意見

- 現在の発信者情報開示請求は、発信者に損害賠償請求するまでに3回手続が必要であり、若干制度疲労を起こしていると思うので、発信者の利益を考えた上で、3回の手続を少なくする方向で新たな裁判手続について積極的に考えていくべき。【上沼構成員・第3回】
- 手続の迅速化については、ログの保存期間超過によって最終的に被害者の救済が図られなくなるという問題があるからだと思うが、ログを保全するための仕組みが実現できるようであれば、事実関係の調査に十分な時間を尽くす証明の手続として新たな制度を設計していくことが望ましいのではないかと。【大谷構成員・第3回】
- 発信者情報開示請求については、1回の手続で解決すべきだという問題意識だと思うが、インターネット上の権利侵害の事件については、まさに憲法上の人権が直接問題になる紛争であり、発信者情報も一度開示してしまうと取り返しがつかなくなるという問題があるため、その1回の手続については少なくとも訴訟手続でしっかりと審理する必要があるのではないかと。【北澤構成員・第3回】
- 特定電気通信は掲示板管理者経由でなされるが、本来は発信した瞬間から世間に向けての1対多の通信だと思うので、その通信に関する紛争解決手続が何らかの形で1回の手続にして、証拠の保全も含めて効率的に行うことがよい。【丸橋構成員・第3回】
- 開示をめぐる司法手続の簡素化が強調されているが、開示をめぐる手続は、発信者の情報を特定する段階と開示の可否を判断する段階とで分けて考えることが大切であり、前者については迅速化を図りつつも、後者については従前どおり慎重に判断する制度にすべき。【若江構成員・第3回】
- 新たな裁判手続を検討するにあたり、慎重な検討が必要であるが、現状、既に起こっている障害をどのように解決するかという視点も必要であると思う。ただ、検討するにあたって、実効性も含めて検討が必要。特に、1つの手続で発信者情報の開示を受けようとすると、発信者の情報を持っているアクセスプロバイダからの情報をどのように吸い上げるかということが重要であるが、私の考える範囲では、うまく吸い上げる方法が難しいと思われるため、新しい手続を検討されるのであれば、実効性も含めて御検討いただきたい。【上沼構成員・第4回】
- 発信者情報開示請求は、過去に行われた権利侵害についての責任追及のために行使されるという側面があり、ログを早期かつ確実に保存することさえできれば、開示の可否については慎重に判断することが可能だと思う。そのため、発信者特定の手続とそれを開示する手続を分割し、特定情報は秘密にしたままログを保存する仕組みができれば、発信者に対する手続保障のレベルを下げることなく、被害者の救済が実現できるようになるのではないかと。【若江構成員・第4回】
- ✓ 発信者情報開示の段階で2回の裁判手続が必要になる場合、証拠や主張などに重複する部分も多いと考えられ、発信者の意見を適切に反映するなどの手続保障を前提に、同じことの繰り返しを排除するなど、改善の余地は十分あると考える。【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会 意見募集】
- ✓ 法改正により新たな裁判手続を創設することが適当であると判断された場合には、その制度設計においてコンテンツプロバイダ・アクセスプロバイダ各々の固有の義務や責任分界を明確にすることが必要。【KDDI株式会社 意見募集】
- ✓ インターネット接続サービスの提供形態が多段化し、アクセスプロバイダが発信者情報を保有していないケースが増加している現状を踏まえると、発信者特定の実効性を確保する観点から、エンドユーザ（発信者）との直接の契約関係にあるサービス提供事業者が保有する情報の開示等も含めた制度設計を検討いただくことが重要と考える。【エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 意見募集】
- ✓ 特定のログを迅速に保全可能とする仕組みとして、実体法上のログ保存請求権を創設することを検討してはどうか。また、本件仕組みを検討するにあたっては、必ずしも新たな裁判手続の創設が前提となるものではなく、既存の仮処分手続において、実体法上のログ保存請求権を行使することが可能になれば、これまで通りアクセスプロバイダに対する訴訟に至るまでの時間的懸念を払しょくすることができることについても留意し、検討を進めていただきたい。【ヤフー株式会社 意見募集】

②：新たな手続における当事者構造

論点

- 新たな裁判手続における当事者構造をどのように設計すべきか。
- 現行制度と同様に、プロバイダが直接的な当事者となり、発信者への意見照会により発信者の権利利益の確保を図る構造を維持することが適当ではないか。

中間とりまとめにおける記述

「この点、発信者情報を保有しているのはプロバイダであることから、新たな裁判手続のプロセスにおいても直接の当事者となるのはあくまでプロバイダであることに変わりはないが、プロバイダは、契約上又は条理上発信者の権利利益を守る責務を有していると考えられることから、新たな裁判手続の中においても、発信者の権利利益がその意に反して損なわれることのないよう、原則として発信者の意見を照会しなければならないこととし、発信者の意見が開示判断のプロセスに適切に反映されるようにするなど、発信者の権利利益の確保を図ることとするのが適当であると考えられる。」

これまでの主な意見

- 新たな裁判手続については、最初の段階では発信者が誰かということが分からない前提で手続を進めていくということになるので、情報を直接持っているのはプロバイダ側であり、やはり何らかプロバイダが当事者的な形で関与する手続ということにならざるを得ないと思う。【垣内構成員・第3回】
- プロバイダを一方当事者にすることが、発信者情報開示制度が適切に機能していない一因ではないかという指摘があるが、現在の開示実務ではプロバイダが匿名の表現者のために防御活動をしている、言わば匿名者の防波堤のような立ち位置に立っているような側面があり、こういった防御活動によって、現行制度で必要以上に表現を萎縮させていないというバランスが保たれている側面は否定できない。【北澤構成員・第3回】
- 現在の制度については、プロバイダ側が事実関係までも含めた調査を重ね、発信者の権利のために裁判で主張してくれているからこそ、開示請求の仮処分でもある程度の割合で却下されているが、新たな裁判手続によってプロバイダの防御を剥がしてしまうということは、実質的に匿名表現の自由の保護レベルを下げることになるのではないかという不安があり、発信者の手続保障という点についてかなり懸念。【若江構成員・第3回】
- ✓ 現状の仕組みとして、プロバイダが相手方として関与し、投稿者への意見を聞きつつ、証拠の不足や法律上疑義がある点について指摘をすること等によって、申告者からの濫訴的訴訟があった際に、不当な開示を防止する機能を果たしている。仮にプロバイダの関与をなくす方向のみで検討をすすめると、裁判所において十分な審理がなされず、拙速な判断がなされ、発信者情報開示が不当に増加する懸念がある。現状のプロバイダの果たしている役割を維持できるようにプロセスを構成する必要があることに留意が必要である。【ヤフー株式会社 意見募集】

論点

- プロバイダを直接の当事者とした場合に、手続の中で発信者の意見を適切に反映するための方策として、どのような観点が必要か。
- 現行制度における発信者への意見照会のほかに、何らかの仕組みが必要か。

中間とりまとめにおける記述

「開示請求を受けたプロバイダは、本来、裁判手続の中で発信者の意見を適切に反映するなど、発信者の利益を適切に擁護する役割を担うことが期待されるが、裁判上の請求に対応する件数の増加等により負担が増し、期待される役割を果たすことが困難になっているなどの課題があることから、こうした課題に対応するため、発信者の利益擁護及び手続保障が十分に確保される裁判手続の実現を図る必要がある。」

「例えば、プロバイダが発信者に対する意見照会を適切に行わないなどの特別な事情がある場合においても、発信者の手続保障を確保できるようにする観点から、発信者が裁判手続に関与することを可能とするような措置などについても検討が必要である。」

これまでの主な意見

- 発信者についてより直接的な手続保障を何か講ずることはできないかということは重要な課題と考えており、発信者が申立人には知られない形で手続に関与する方法を工夫できないかということが検討課題。【垣内構成員・第3回】
- 従来はプロバイダが発信者の利害を主張する役割を果たしてきたが、著作権侵害など場合によってはプロバイダと発信者の間で利害が対立することもあり得るので、発信者の手続保障を実現するためには、対立構造とはいかなくても、それに準ずるような形で発信者の利害を適切に代弁できる存在が手続に関与することが重要ではないか。【前田構成員・第3回】
- 新たな裁判手続を実現するに当たって、発信者の手続保障の問題と、制度の濫用防止が重要。発信者の手続保障については、プロバイダが発信者の被害を代弁する立場になることが期待されるが、どうやってプロバイダにインセンティブを確保するかが重要。また、決定に対して不服がある場合の不服申立てなどについて、匿名性を担保しながら発信者自身が手続に関与できる仕組みも重要。【前田構成員・第4回】
- 発信者に意見照会をすることによる萎縮効果を心配する意見が相当数ある。現状でも威嚇に使われるケースが指摘されており、発信者関与の方法には注意が必要。【若江構成員・第5回】
- ✓ 「新しい裁判制度下では、原則として発信者の意見を照会する措置を講じる必要がある」とあるが、そのような対応はあくまでも発信者との契約に基づく義務の範囲内で、又は自主的に行われるものであり、発信者との契約の問題として捉えられるべき。【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構 意見募集】
- ✓ 「発信者が裁判手続に関与することを可能とするような措置」については、慎重な検討が必要。仮に、申立等の受理後に無条件に発信者に対して裁判所から通知がなされたり、発信者の出頭が求められたりする形となれば、それだけでも発信者にとっては心理的な負担となり、手続き濫用のおそれが生じると同時に匿名表現を委縮させることとなる。【一般社団法人MyDataJapan 公共政策委員会 意見募集】

④：開示要件

論点

- 新たな手続における発信者情報の開示命令に関して、どのような要件とすることが適当か。
- この点、中間とりまとめに記載のとおり、現行の要件を維持することが適当ではないか。

中間とりまとめにおける記述

「円滑な被害者救済を図る観点から、現行プロバイダ責任制限法第4条第1項に定める発信者情報開示請求権の開示要件（「権利侵害の明白性」の要件）について、より緩やかなものにすべきとの考え方がある一方で、適法な匿名表現を行った者の発信者情報が開示されるおそれが高まれば、表現行為に対する萎縮効果を生じさせかねないことから、現在の要件を維持すべきとの指摘が多くの構成員からあったことも踏まえ、現在の要件を緩和することについては極めて慎重に検討する必要がある。」

これまでの主な意見

- プロ責法の中に権利侵害の明白性要件が規定されているのは、被害者と発信者の両側の利益を考慮した結果だと思うので、その意味で今後の自由な発言や投稿のことを考えれば、軽々と要件を緩和することには賛成できない。【上沼構成員・第2回】
- 公益に関わることについて、自身に不利益を生じることを恐れて声を上げにくい等の問題が一般に見られているが、企業や個人の社会的評価の低下につながる情報等が発言されることが健全な社会のありようだと思うので、開示関係役務提供者の対応はまちまちであるが、権利侵害の明白性という要件は堅持すべき。プロ責法第3条は、削除の要件について第4条よりも比較的緩やかな要件になっているが、第3条と第4条の区別をつけた立法趣旨は昨今の状況を踏まえても特に変わっていないのではないか。【大谷構成員・第2回】
- 権利侵害の明白性要件の緩和については、解釈論と立法論とを区別して論じる必要がある。とりわけ、立法論として要件を緩和する場合には、開示手続の円滑化にとどまらず、これまで開示を認めるべきではないと判断されていた事例でも開示を認めることになる可能性がある点に留意すべきである。【栗田構成員・第2回】
- 権利侵害の明白性の解釈についても、表現の匿名性の価値を高く評価し、一方の紛争当事者が欠ける中で審理することの難しさを配慮して名誉毀損の成立要件よりも厳しいハードルが課されていると思うので、その考え方を維持すべき。【若江構成員・第3回】
- 実務の現場で権利侵害の明白性の要件を緩めたほうがいいという話は聞いたことがないため、権利侵害の明白性の要件の緩和について、極めて慎重に検討すべきという形で整理をしておいたほうがよい。【北澤構成員・第4回】
- 「匿名表現の自由と通信の秘密の保障レベルを下げないようにすること」及び「非訟手続を創設するために、現行法で、認められているプロバイダ責任制限法4条1項に基づく開示請求権がなくなってしまうと、今より任意開示が減ってしまって、かえって被害者の保護に欠けること」についての議論がされないまま制度設計を先に進めてしまうことについて強く懸念している。新たな裁判手続の創設を既定のものとするのではなく、前記2点に関して問題が生じた際には、再度の見直しも含め、当研究会その他のしかるべき検討会において再度の検討を行うことが必要。【北澤構成員・第4回】
- ✓ 要件の緩和によって、不法行為とならない匿名表現を行った者の発信者情報が開示されることはあってはならない。【エンターテインメント表現の自由の会 意見募集】

⑤：新たな裁判手続の濫用の防止

論点

- 新たな裁判手続の創設に当たって、手続の悪用・濫用（いわゆるスラップ裁判（訴訟））も増える可能性があることから、それを防止するための方策として、どのようなものが考えられるか。

中間とりまとめにおける記述

「具体的には、現行のプロバイダ責任制限法第4条第3項において、発信者のプライバシーが侵害される事態が生じることを防止するため、発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない旨を定めているところ、当該規定をより実効性のあるものとする必要があるとの指摘や、新たな裁判手続において、既判力が発生しない場合における紛争の蒸し返しを防ぐための仕組みや、申立ての取下げの要件についても検討することが必要であるという指摘があった。」

これまでの主な意見

- 新たな裁判手続をつくる時に決定手続の取下げの要件をどうするかということについては、慎重に検討する必要がある。【垣内構成員・第3回】
- 決定手続の場合、既判力は発生しないものの、一度は開示請求を取り下げたにも関わらず無条件にもう一度開示請求をすることはできないという認識が民事訴訟学の分野では一般化していると思うが、その点についてはなお検討する必要がある。【垣内構成員・第3回】
- 新たな制度を検討するのであれば、発信者の手続保障について、悪用対策やスラップ訴訟対策といった運用レベルではなくて、法制度の中で確実にカバーできることが大前提である。【北澤構成員・第3回】
- 新たな裁判手続について決定手続で検討する場合、発信者が裁判に巻き込まれて応訴しても勝訴しそうなタイミングで同意なく取り下げられ、法的にはもう一度開示請求がされる立場のままという非常に不安定な地位になってしまうおそれがあるので、既判力が発生するの点については考慮すべき。【北澤構成員・第3回】
- 発信者情報開示制度の悪用については、匿名表現を脅かすというよりは、どんな制度であっても悪用する人達がいる、という一般論の問題だと思う。発信者情報開示制度の悪用、という場合には、まさに、発信者情報開示請求制度の問題なのか、制度の悪用一般の問題なのか分けて考えたほうがよい。【上沼構成員・第4回】
- 意見募集において制度の濫用による表現の萎縮を懸念する声が多い。今後の制度作りでは特に留意する必要がある。【若江構成員・第5回】
- ✓ 手続濫用の防止については、プロバイダにて実施する発信者情報の保有確認の手間を避けるという観点から、ログ保存前の段階にて適切な範囲を超えた要求をする手続きを防止するような仕組みとすることを要望する。【株式会社 NTTドコモ 意見募集】

⑥：海外事業者への対応

論点

- 新たな裁判手続に関しては、裁判所による命令とすることによって、決定の実効性を確保することが適当ではないか。
- 現行の仮処分によるCPへの開示手続と類似の簡易な方法による迅速な海外送達が可能で仕組みとすることが適当ではないか。

中間とりまとめにおける記述

「現在の主要なSNSはその多くが海外のコンテンツプロバイダによって提供されているサービスであることから、本中間とりまとめにおいて行っている発信者情報開示に関する制度設計の具体的な検討に当たっては、海外のプロバイダに対してどのようにルールを適用・執行するかという視点が不可欠である。

「新たな裁判手続の仕組みの具体的な検討に当たっては、上記の観点も踏まえつつ、検討を進めることが適当である。」

これまでの主な意見

- 現在問題となっているSNSのほとんどは海外事業者のサービスであり、制度設計をするに当たっては、常に海外事業者に対してどうルールを適用・執行するかという視点が不可欠。【北澤構成員・第2回】
- 被害者を秘密にしたまま発信者情報の特定に資する情報を保全するという仕組みについては、海外事業者の協力をどのように得るかという課題があるが、海外事業者の協力が得られるようであれば、かなり実現性が高い方法ではないかと思う。【大谷構成員・第3回】
- 海外事業者への訴訟の送達の問題について、新たな裁判手続が決定手続であるとすれば、申立書の写しの送付といった訴状の送達よりは簡易な手続が想定されるので、現在の保全と似たような形での処理ができるのではないか。【垣内構成員・第3回】
- ✓ 海外のプロバイダに対する発信者情報開示請求においては、日本における仮処分や判決がより迅速に海外で実行されるような仕組みを導入いただくことを強く希望する。【株式会社KADOKAWA 意見募集】
- ✓ 海外事業者に対して発信者情報開示請求手続を行うために一般的に長い期間を要することは、翻訳の手間や、国際礼讓、司法管轄権の抵触の回避といった観点からして必然的にやむを得ず生じる現象であるため、当該事項のみを新しい裁判手続を導入する根拠にするのは不適切。そのため、新しい裁判手続の導入可否と、海外事業者に対する発信者情報開示請求手続は分けて議論されるべき。海外事業者に対する発信者情報開示請求手続に unnecessary 時間がかかっているかなどの具体的な立法事実の確認を踏まえつつ、新たな裁判手続によって海外事業者に対して発信者情報開示請求手続を実施し得ることとした場合、海外事業者に過度な負担を課すことにならないかという観点も留意しつつ、実効性のある方法を検討すべき。【一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構 意見募集】

⑦：裁判外開示

論点

- 現在は請求権構成に基づき裁判外での開示請求も可能であるところ、新たな裁判手続を創設するに当たって、裁判外開示を可能とする制度上の仕組みを維持すべきではないか。

中間とりまとめにおける記述

「被害者救済の迅速化のためには、前述 2. のとおり新たな裁判手続の創設について検討することに加え、権利侵害が明らかな場合には裁判外（任意）でプロバイダから発信者情報の開示がなされることが望ましく、裁判外（任意）での開示が円滑になされるようにするための方策を講じるべきであるという指摘がある。」

「発信者情報開示請求権という実体法上の請求権を廃止する場合には、裁判外（任意）での開示を引き続き可能とする観点から、何らかの規定を併せて設ける必要があると考えられる。」

これまでの主な意見

- 「発信者情報開示請求権という実体法上の請求権に基づく開示制度に代えて」とあるが、任意開示の可能性を今以上に縮減するのは反対。逆に広げる方向で検討すべき。【丸橋構成員・第4回】
- 新たな裁判手続を導入すること自体はよいが、実体法上の請求権をなくしてしまうと被害者側の権利性というのが弱くなってしまうため、新たな裁判手続と既存の裁判を選択的に選べるようにしたほうがよい。【清水構成員・第4回】
- 新たな裁判手続について、並存する制度を新設して選択的に選べるという方向性もあるのではないか。【北條構成員・第4回】
- 1つの方向としては、そもそも実体法上の請求権を廃止し、非訟手続等で判断される実体法上の請求権とは異なる手続上の義務に一本化することが考えられるという趣旨で記載をされているかと思う。ただし、既存の手続として、例えば、実体法上の閲覧請求権等が認められる場合に、訴訟上の文書提出義務を認めるという制度もあるところ、場合によっては非訟手続等で判断される義務と実体法上の請求権を併存させていくことは、論理的には全く有り得ないことではないため、任意開示の制度の裏づけをどのような形で考えるのかといった点を踏まえ、今後の検討が必要な論点である。【垣内構成員・第4回】
- 非訟手続とした場合、実体法上の権利がなくなると、裁判外での権利行使がどうなるのかというのは大きな問題だと思う。実体法上の請求権と構成した上で、非訟手続を第一義的な権利実現の場所として扱うような制度設計も視野に入れるべき。その場合、争いがある場合には、最終的には訴訟で解決ということを担当しないと、裁判を受ける権利との関係で問題が生じてしまうと思うが、逆に言えば、そこまで争いがあるものについては、手続保障を十分にするという考え方もあり得るのではないか。【前田構成員・第4回】
- ✓ 新たな裁判手続の創設にあたっては、裁判外開示の促進を前提とした制度設計や運用がなされるべき。非訟事件であっても裁判手続を経ることに変わりはなく、経済的負担という点で被害者のメリットは少ない。【株式会社KADOKAWA 意見募集】